

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

携帯電話の公私分計サービス（050 番号付与方式）

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（3）各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認めるものを含む。）であること。

（4）中国財務局の契約担当官等と締結した契約において、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

また、同担当官等が行った入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を締結しなかった者でないこと。

（5）経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

（6）別紙「仕様書」に適合するサービスを提供できる者であること。

3. 公募申請書の提出

（1）受付期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 6 月 9 日（月） 17 時まで

（2）応募方法

別紙「公募申請書」と併せて応募者及びサービスの内容が分かるもの（企業概要書、サービス概要書等）を持参又は郵送により提出すること。

（3）提出先

〒730-8520 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 4 号館 11 階
中国財務局総務部会計課 契約係
電話 082-221-9221（内線 3335）

4. 申請書の無効

上記 2. に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書は無効とする。

5. 契約先の決定

仕様書の要件を満たす応募者による見積合せを行い、契約先を決定する。

以上公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

支出負担行為担当官

中国財務局総務部長 村上 佳子

仕 様 書

1. 件 名

携帯電話の公私分計サービス（050 番号付与方式）

2. 業務内容

個人が所有する携帯電話で業務用通話と私用通話の使い分けができ、業務用の通話料については中国財務局（以下「当局」という）に請求するサービス（公私分計サービス）を提供すること。

3. 契約期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

ただし、当局から契約解除の申し出がない限り、上記期間満了後も契約を継続することとする。

4. 予定数量

ユーザー数は、109 番号とし、通話見込時間は、別紙のとおりとする。

なお、番号数は当局の都合により増減でき、また、通話時間が見込時間に対して増減しても、受注者は異議を申し立てることができないこととする。

5. 業務内容詳細及び条件

(1) 業務用通話においては、業務用の電話番号を付与し（以下、「契約番号」という。）、個人の電話番号が通話先に知られることがないこと。

(2) 音声 SIM が搭載されている携帯電話端末であれば、動作環境にかかわらず、日本国内全ての事業者の携帯電話から利用できること。

(3) 音声通信（回線交換ネットワーク）を利用したサービスであること。

(4) 利用者が日本国内において携帯電話、一般固定電話（国内）、IP 電話宛に発信する際に利用が可能であること。ただし、0120、110、119 等の特殊番号を除く。

(5) 海外における利用はサービスの対象外とする。

(6) 利用に当たり、アプリケーションをダウンロードする必要がある場合は、当該アプリケーションにセキュリティ上の問題がないこと。

(7) Web 上で契約番号の登録、変更、削除等の管理が行えること。また管理の対象となる契約番号の数量に上限がないこと。

(8) 毎月 1 日から月末までの利用実績データを提供すること。

6. 受注者に求める要件

- (1) プライバシーマークの使用許諾又はISO27001（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している、若しくは、これと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。
- (2) 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の取扱いに関する内部規定やマニュアルの作成等（漏えい等の防止策等）必要な措置を講じていること。
- (3) 個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、合理的な安全対策が講じられていること。
- (4) 契約番号の登録・変更・削除などに際しては、個人情報の流出等を避けるための暗号化等の対策を講じていること。

7. 利用対象者

当局に所属する職員

8. 支払方法

- (1) 業務用通話料の請求は、契約単価に基づいて算出すること。
- (2) 請求書は、毎月末締めにて発行し、翌月に請求すること。なお、少額繰越しは不可とする。
- (3) 通話明細を Web 上で確認できること。
- (4) 当局が適法な請求書を受理した日から30日以内に、受託者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。

以上

項目	通話見込時間(分)
発信(固定・携帯)	33,000
発信(自社IP電話)	500
発信(他社IP電話)	500
着信	31,000

【様式 4】

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
中国財務局総務部長 殿

住 所

氏名又は会社名

代表者氏名 印

担当者氏名及び連絡先(電話番号)

公募申請書

下記のとおり応募します。

記

業務名称：携帯電話の公私分計サービス(050 番号付与方式)		
応募 内 容	①サービス名称	
	②サービス内容	※内容がわかる資料を提出(料金含む)
		(以下余白)

【注】応募内容は、委託する業務の内容に応じて、適宜記入する。